

南部町立学校教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

南部町教育委員会

目次

1	計画の趣旨、現状	1
2	計画の期間	2
3	目標	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップ	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、令和7年6月の改正給特法成立に伴い、各教育委員会に策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」として策定するものです。南部町教育委員会では、令和2年3月に策定した「南部町立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」を土台としつつ、近年の法改正や指針の格上げを踏まえた新たな措置を追加しました。本計画の推進により、教職員の勤務環境を改善して心身の健康と自己研鑽の時間を創出するとともに、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる体制を構築します。教職員がその専門性を存分に発揮し、生き活きと教育活動に専念できる環境を整えることで、学習指導要領の理念に基づいた質の高い教育を実現すべく、南部町立学校における「働き方改革」のさらなる実現に向けた取組を推進します。

(2) 南部町の現状

本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和2年4月に「南部町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教職員の時間外業務時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、教育職員の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適正な管理及びその他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について取り組んできました。

これまで実施してきた本町の「教職員の働き方改革の関連施策」

- ア テノヒラ役場による欠席連絡、報告物のペーパーレス化
- イ 勤務時間外の留守番電話導入、押印の省略、ファクシミリでの報告禁止
- ウ 「しあわせ」のプール利用による中学校水泳学習
- エ 部活動支援員の活用
- オ 学習支援員等町会計年度職員の配置
- カ 南部町しごとマッチング事業 以下（しごとコンビニ事業）という
- キ 共同学校事務室の設置

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	1年間における1か月 時間外在校等時間の 平均値	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年360時間を 上回る割合
小学校	月23.0時間	6.3%	0.0%	18.9%
中学校	月25.0時間	11.7%	0.0%	28.0%

時間外在校時間が45時間以上を超える割合が小学校では、6.3%、中学校では11.7%であります。月80時間以上は小、中学校ともに0%となっています。年360時間以上は、小学校18.9%、中学校28.0%となっています。教材研究、授業準備に加え、報告物の作成や校務分掌業務、部活動指導等により、さらなる業務改善を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2 計画の期間

令和8年度～令和11年度

3 目標

本計画において達成を目指す目標は次の通りです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1年間における1か月時間外在校等時間の平均値を20時間程度にします。

イ 年360時間を上回る割合を0%にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①）

- ・小学校の下校時間に合わせた防災無線放送による見守りの呼びかけ等、保護者や地域住民による登下校時の見守り活動を推進します。

(イ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④）

- ・地域学校協働活動推進員を委嘱し、学校のニーズと地域の資源をマッチングさせる役割を果たします。

(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤）

- ・弁護士等の専門家を活用できる環境整備に取り組みます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 部活動（「3分類」⑬）

- ・部活動を「南部町部活動の地域移行のあり方に関する提言」に沿って、地域クラブへと移行します。

(イ) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥）

- ・南部町教育委員会から各学校への調査や報告物について見直し、アンケートの簡素化、フォーマットの作成及び削減を行います。

(ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧）

- ・ICT支援員による年度更新作業及びICT活用授業、研修会の講師やサポート等の支援の充実を図ります。

(エ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦）

- ・紙による配布物を削減するため、一斉配信できるツールを見直します。

(オ) 学校プールや体育館等の施設・整備の管理（「3分類」⑨）

- ・中学校等の水泳学習を学校外施設で行い、プール管理業務の負担をなくす取組を継続して行います。

(カ) 校内清掃（「3分類」⑫）

- ・しごとコンビニ事業の有効活用やCS活動との連携等により、児童生徒への清掃指導の回数、範囲の合理化を促進します。

(キ) 児童生徒の休み時間における安全へ（「3分類」⑩）

- ・休憩時間に行っているスポーツ振興コーディネーターによる体力づくり等の取組を増やし、安全に体力向上が行える場を拡充します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰）

- ・学校主事を配置し、学校諸行事等の準備及び片付けに関する作業を行いま

す。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱）

- ・学習支援員、特別支援教育支援員、学習相談員を配置し、特別な支援を要する児童生徒への個別対応、特別支援学級在籍児童の学習・生活の支援、校内サポートルームでの学習相談支援を促進します。

(ウ) 学習評価や成績処理（「3分類」⑲）

- ・タブレット端末のソフトを効果的に用いて評価を行ったり、自動採点等のデジタル技術を活用したりする取組を推進します。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直します。また、夏季休業日を削減することに合わせて、中学校では週コマ数を削減し放課後の時間を確保できるようにします。

イ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行います。

ウ デジタル技術を活用し、保護者との情報提供やアンケートに関して効率化し、「GIGAスクール構想の下での公務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、「一部している（半数以上）」と「完全にデジタル化している」を合わせて60%以上にします。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

イ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を学校

長と共有し、職場環境の改善を図ります。

エ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して働きかけます。

オ 長期休業期間中に4日間の一斉閉校期間の設定を行います。また、長期休業期間中に行っている町主催の研修会や主任会等を見直します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握し、教育委員会定例会において報告することとします。

(2) 教育委員会において、各学校の取組状況を確認するとともに、本計画の内容と照合し、課題が露見される場合には、当該学校に聞き取り及び指導等を実施します。

(3) 各学校における働き方改革の取組の推進にむけて、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を図ります。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

(4) 保護者、地域の理解を促進するため、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。